

【別紙 9】

「宮城県第二総合運動場」 管理運営業務仕様書

宮城県第二総合運動場の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、「宮城県第二総合運動場」指定管理者応募要項に定めるもののほか、この仕様書及び応募資料によるものとする。

1 職員の配置について

- (1) 宮城県第二総合運動場の管理運営に関し、総括責任者（所長等）を1人以上配置すること。
- (2) 施設の受付・利用案内等を行う職員を配置すること。
- (3) 宮城県第二総合運動場の利用者に対し、施設、設備及び備品の取扱いの指導ができる職員を配置し、その他運営スタッフを若干名配置すること。
- (4) 施設・設備の運転等のための電気技術者等必要な保守員を配置し、又は、必要な体制を確保すること。
- (5) 職員の雇用形態、人数及び勤務形態は、宮城県第二総合運動場の運営に支障がないよう定めること。
- (6) 職員に対し、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

2 施設利用の統計業務について

施設の利用件数、利用者数及び料金等についてのデータを収集し、定期的に報告すること。また、これらのデータを分析して、常にサービス向上の方策について研究し、実践すること。

3 県との連携について

- (1) 書類の經由
行為許可申請等県の決定権限に属する申請の受付をし、申請書を県に送付すること。また、当該申請に対し、必要に応じて、意見を述べること。
- (2) 各種資料の提供
県が、施策検討等のため資料を求めたときは、関係する各種資料を提供すること。
- (3) その他
その他施設の充実、サービスの向上等について、県と連携すること。

4 備品等の管理について

- (1) 施設・設備維持用消耗品
施設利用に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入して管理し、随時更新すること。
- (2) 備品
施設利用に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこととし、不具合が生じた場合には、適切な補修等の対応をすること。

また、備品管理に当たっては、備品台帳を作成し、適切に管理すること。

5 施設・設備の維持管理及び運転について

施設の維持管理等のために外部委託が必要と思われる業務の概要は、別表のとおりである。

施設及び設備の維持管理等に当たっては、機能を維持するとともに、施設利用者が快適に利用できるよう良好な環境を提供するとともに、維持管理業務の確実性、安全性及び経済性に配慮し、正常に機能しない場合には、速やかに適切な対応をすること。また、施設及び設備の各種点検、測定、動作試験、調整、清掃、部品の取替え等を行い、常に適正な状態を保つとともに、電気事業法等法令に定める手続、報告、立会い等を行い、又は、必要な措置をとること。

なお、設備等に応じて適切な監視及び運転記録をとること。

電気等の契約概要は、次のとおりである。

(1)	電気	契約電力	68KW（業務用電力）
(2)	水道	引き込み管	近的弓道場 40mm
			遠的弓道場 20mm
			武道館・管理棟 50mm
			合宿所 20mm
(3)	ガス	都市ガス 引き込み管	100mm

別表 施設の維持管理等のために外部委託が必要と思われる業務の概要

区分	No.	委託業務名	業 務 概 要	業 務 量 等
第二総合運動場	1	機械警備業務委託	第二総合運動場における火災及び盗難の防止並びに不法不良行為を排除するため、警備を行う。	1 対象 第二総合運動場敷地並びに建物（武道館、合宿所、管理棟、弓道場） 2 警備方法 庁舎の警報装置と警備本部監視装置及び巡回警備員による警備
	2	庁舎管理、設備保守業務委託	庁舎等の清掃、管理業務、貸し館に伴う受付管理、設備保守業務を行い、美的・衛生的環境の保持を図るとともに円滑な施設利用に資する。	1 庁舎(武道館、近的弓道場・遠的弓道場、合宿所、管理棟)及び構内清掃業務 2 武道館夜間受付管理業務 3 合宿所受付、宿泊管理業務
	3	自家用電気工作物保安管理業務委託	第二総合運動場の自家用電気工作物について、法令に基づき保安のための点検、測定及び試験等の定期点検等を行い、指導・助言を行うとともに、立入検査の立会を行うこと。	1 需要設備 容量 350 KVA 電圧 6, 600 V 2 非常用予備発電装置 容量 75.0 KVA 電圧 200 V
	4	消防設備保守点検業務委託	第二総合運動場の消防設備について、法令に基づき保守点検を行い、人命及び財産の保護に万全を期するもの。	・消防設備の概観点検、機能点検及び総合点検 ・非常用発電機 模擬負荷試験
	5	ネズミ・害虫駆除業務委託	第二総合運動場地内のネズミ・害虫の駆除を行い、衛生的環境の保持を図る。	1 使用薬剤 クマリン系殺鼠剤、有機燐系殺虫剤 2 処理方法 バート処理、残留噴霧処理、煙霧処理、空間噴霧処理 3 使用機械 全自動噴霧器 4 数量 武道館(5,447 m²)、合宿所(827 m²)、近的弓道場(879 m²)、遠的弓道場(381 m²)、排水溝(17 m²)、市道脇排水溝(349 m²)、溜り・枡(61箇所)

5	高架水槽、受水槽、排水貯留槽及び汚水槽等清掃業務委託	第二総合運動場の高架水槽、受水槽、排水貯留槽及び汚水槽等について、法令に基づいて清掃、水質検査及び汚水等処理し、衛生的環境の保持を図る。	1 高架水槽、受水槽等清掃及び水質検査 (1) 武道館 高架水槽 F R Pサントイッチャネル型 1 5 m ³ 受水槽 F R Pサントイッチャネル型 7.5 m ³ (2) 合宿所 受水槽 F R Pサントイッチャネル型 1 0 m ³ 2 排水貯留槽清掃及び疎水処理等業務 汚水層部 F R P製 1,500ℓ グリストラップS K式 7 5 ℓ 排水貯留槽 6 . 6 m ³ 槽 配水管 延べ5 7 m ³
	建築基準法第12条第4項に基づく定期検査業務	建築基準法第12条第4項に基づき、定期（1年に1回）に、1級建築士もしくは2級建築士または検査員資格者証の交付を受けている者が、第二総合運動場の建築設備、防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、設置者に報告する。	1 点検対象建築設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用照明装置 ・給水設備及び排水設備 2 防火設備 ・防火シャッター設備 ・防火扉設備 ・防災盤・感知器連動試験 3 報告書作成
6	植栽管理業務委託（樹木剪定・病害虫防除及び構内除草業務）	第二総合運動場構内の樹木の病害虫防除とヒマラヤスギの剪定・整備を行い、美観の保持と快適な施設利用に資する。	1 病害虫防除 樹木 2 3 1 本 低寄植 1, 1 4 0 m ² 2 剪定及び整備 ヒマラヤスギ 旧ラグビー場南部木流堀川 3 5 本 構内西武南高校道路沿い 2 6 本 構内東部広瀬河畔旧ラグビー場道路側 3 1 本 3 構内除草業務 面積 約3, 6 0 0 m ²
7	事業系一般廃棄物処理業務委託	第二総合運動場の事業系一般廃棄物について、法令に従い、適正に処理する。	可燃物・不燃物ゴミ袋年間使用予定数 約5 0 0 枚
8	自動ドア保守点検業務	宮城県武道館及び合宿所の引分自動開閉装置の定期点検及び、保守を行うこと。	自動開閉装置の保守点検 武道館 西側玄関1戸 合宿所 正面玄関1戸及び内側風除室1戸

	9	ク ラ イ ミ ン グ ウ ォ ー ル 保 守 点 検 業 務	ク ラ イ ミ ン グ ウ ォ ー ル の 定 期 点 検 及 び 保 守 を 行 う こ と。	点 検 項 目 1 ホ ー ル ド 部 分 2 パ ネ ル 部 分 3 支 保 工 4 確 保 支 点 他
--	---	--	--	---